

証券コード 6838  
2024年10月4日

株 主 各 位

東京都港区芝2-28-8 芝二丁目ビル11階

株式会社 多摩川ホールディングス

TAMAGAWA HOLDINGS CO.,LTD.

代表取締役社長 榑 沢 徹

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.tmex.co.jp/>

上記ウェブサイトへアクセスして、「IR情報」「IRニュース」の順に選択してご覧ください。

また、電子提供措置事項は、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年10月18日（金曜日）午後6時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年10月21日（月曜日） 午後3時  
2. 場 所 神奈川県綾瀬市上土棚中3丁目11番23号  
株式会社多摩川電子 3階会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 決 議 事 項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 会計監査人選任の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権を有する株主ではない代理人及び同伴の方などはご入場いただけませんので、ご注意ください。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎株主総会に出席される株主様におかれましては、ご自身の体調をご確認のうえ、ご来場をお願い申し上げます。また、体調不良と見受けられる株主の皆様には、運営スタッフがお声がけする場合がありますので、ご了承くださいませようようお願い申し上げます。
- ◎本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイト (<https://www.tmex.co.jp/>) に掲載いたします。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

2. インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、2024年10月18日（金曜日）の午後6時までに行使されますようお願いいたします。

3. 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。

4. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

5. 各議案に対し賛否（または棄権）のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。

6. 磁気的方法による招集通知の発送に同意した株主様には当該株主様から請求があった場合に議決権行使書用紙を送付いたします。

7. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。

なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。

8. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）が必要となる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

お問い合わせ先について

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号 0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）

2. 上記1以外のご登録の住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 代行事務センター

電話番号 0120-782-031（受付時間 9：00～17：00 土日祝日を除く）

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、当社グループの経営及び事業運営の効率化、業績管理の厳密化を進めるとともに、より適時・適正な経営情報の開示を図るため、当社の事業年度を毎年11月1日から翌年10月31日までに変更するものであります。

当社の主要事業である電子・通信用機器事業は、売上の75%を占めており、官公庁向けの主力商品の売上は1月～3月期に集中しているため、通期決算短信での業績予想公表のタイミングでの決算着地見込みの推計を困難としていました。しかしながら、この期間を上半期に移行することにより、通期の決算見込みの精度を向上させ、事業活動と経営管理体制のさらなる円滑化を図ってまいります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1条～第11条(条文省略)</p> <p>(基準日) 第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2.(条文省略)</p> <p>(招集) 第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>第14条～第42条(条文省略)</p> <p>(事業年度) 第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>第44条(条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>第46条(条文省略)</p>	<p>第1条～第11条(現行のとおりに)</p> <p>(基準日) 第12条 当社は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2.(現行のとおりに)</p> <p>(招集) 第13条 定時株主総会は、毎年1月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>第14条～第42条(現行のとおりに)</p> <p>(事業年度) 第43条 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年とする。</p> <p>第44条(現行のとおりに)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。</p> <p>第46条(現行のとおりに)</p>

## 第2号議案 会計監査人選任の件

当社の監査役会は、2024年6月26日開催の監査役会にて、フロンティア監査法人を一時会計監査人として選任しておりました。これは前年度の会計監査人である監査法人ハイビスカスから次年度の監査品質を維持するための人員確保が困難として、2024年6月27日開催の定時株主総会の終結の時をもって、会計監査人の契約更新を辞退したいとの申し入れを受けたことによるものでした。

つきましては、監査役会の決定に基づき、一時会計監査人でもありますフロンティア監査法人を会計監査人として選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会がフロンティア監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人が十分な監査実績を有しており、当社グループの事業活動に対する理解に基づく監査が期待できること及び会計監査人に必要とされる専門性・独立性・品質管理体制等を有していること等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として選任することが適当であると判断したためであります。

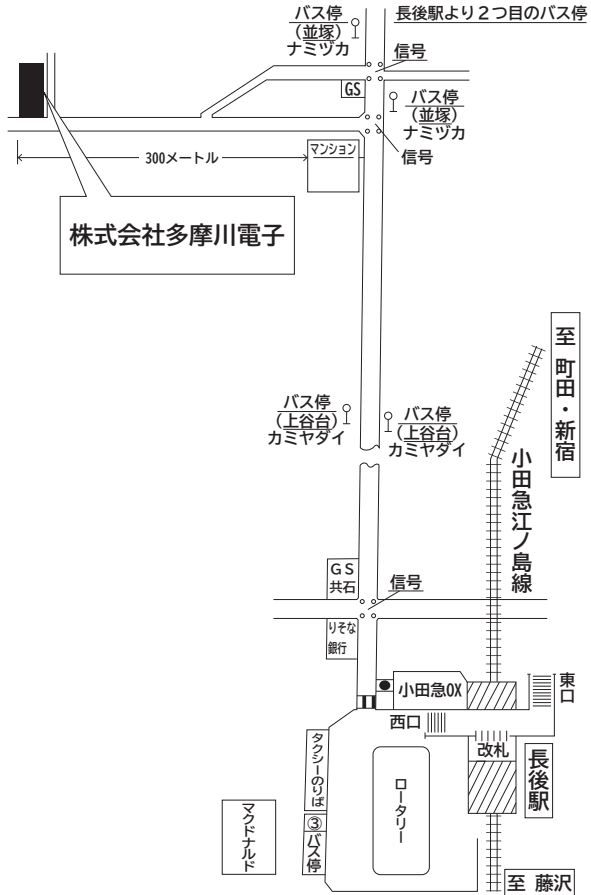
会計監査人候補者は次のとおりであります。

名称	フロンティア監査法人		
所在地	東京都品川区西五反田二丁目25番3号フロンティアビル		
沿革	2007年2月 フロンティア監査法人設立		
概要	資本金		10百万円
	構成人員	代表社員	5名
		社員	1名
		公認会計士（非常勤含む）	24名
		その他の職員（非常勤含む）	8名
	合計	38名	
	関与会社数		13社

(注) 当社は、現行定款第42条において、会計監査人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は、これに伴い、一時会計監査人であるフロンティア監査法人との間で責任限定契約を締結しております。本総会において、同監査法人の会計監査人選任が承認された場合には、当社は、同法人との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。

以 上

## 臨時株主総会会場ご案内図



会場：神奈川県綾瀬市上土棚中3丁目11番23号  
 株式会社多摩川電子 3階会議室  
 TEL：0467-76-2291

交通：小田急江ノ島線長後駅下車 藤沢より  
 5つ目の駅（急行で2つ目）  
 バス③番乗場のバスに乗車し、2つ目  
 の並塚バス停下車